

改正

平成17年6月29日条例第32号
平成18年3月30日条例第11号
平成18年3月30日条例第22号
平成18年9月29日条例第35号
平成20年3月28日条例第11号
平成20年6月25日条例第25号
平成21年3月30日条例第10号
平成22年3月26日条例第3号
平成23年12月14日条例第15号
平成25年3月28日条例第17号
平成26年3月28日条例第7号
平成26年9月30日条例第32号
平成27年3月27日条例第19号

須坂市医療費特別給付金条例（昭和57年条例第25号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、乳幼児等、障害者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が療養の給付又は療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けたときに福祉医療費給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、早期適切な受療と医療費の負担軽減を図り、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児等 出生の日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者手帳交付者」という。）のうち、障害等級が4級以上に該当するもの
 - イ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度（総合判定）がB1以上に該当するもの（以下「療育手帳交付者」という。）
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項の規定に該当する障害児であって、同法第4条の規定による特別児童扶養手当の支給を現に受けているもの
 - エ 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める障害の程度1級10号に該当する者であって、国民年金証書の交付を受けているもの（以下「国民年金証書交付者」という。）
 - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が2級以上に該当するもの（以下「精神障害者保健福祉手帳交付者」という。）
 - カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第54条第3項の規定により自立支援医療受給者証の交付を受けている者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する医療（以下「精神通院医療」という。）を受けるもの（以下「自立支援医療受給者証交付者」という。）
キ アからカまでに掲げる者のほか、65歳以上の者であって国民年金法施行令別表に定める程度の障害の状態にあるもの（以下「65歳以上国民年金別表該当者」という。）

(3) 母子家庭の母子等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、現に18歳未満の児童又は18歳以上20歳未満で高等学校等に在学中の者（高等学校を卒業した者を除く。以下「18歳未満の児童等」という。）を扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）

イ アに掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童のうち、18歳未満の児童等（以下「父母のない児童」という。）

(4) 父子家庭の父子 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に18歳未満の児童等を扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）

イ アに掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等

(5) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）をいう。

(6) 保険医療機関等 医療保険各法の規定による被保険者、組合員及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく医療等を受けることができる者（「後期高齢者医療被保険者」という。）に対する療養の給付等を取扱うことができる病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等をいう。

(7) 協力医療機関等 前号の保険医療機関等のうち、支給対象者が提示する福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）により受給者資格を確認した者の療養の給付等に要した費用等の情報を長野県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が定める方法により国保連へ提供する事務及び市長が別に定める医療費貸付制度の運用に関する事務の実施について市長と契約等を締結したものをいう。

(8) 診療報酬明細書等 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）の規定に基づく診療報酬明細書及び調剤報酬明細書、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）の規定に基づく老人訪問看護療養費明細書及び訪問看護療養費明細書並びに医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養費又は医療費に係る支給申請書（柔道整復師の施術料に係るものを含み、療養の給付等に附随するものを除く。）をいう。

（支給対象者）

第3条 給付金は、前条第1号から第4号までに規定する者（これらの二以上に該当する者については、いずれか一に限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。

(1) 須坂市に住所を有する者（須坂市に居住している者であって、特別の事情によりその者が住所を有することができないことについて市長が承認したものを含む。）

(2) 須坂市の区域外に所在する特定施設（障害者総合支援法第19条第3項並びに附則第4条、第18条第1項及び第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に入所する障害者のうち、同法第19条第3項の規定により市長が支給決定を行うもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。

- (1) 特定施設に入所する障害者のうち、障害者総合支援法第19条第3項の規定により須坂市以外の市町村長が支給決定を行う者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護を受けている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定に基づく支援給付を受けている者
- (4) 後期高齢者医療被保険者（前条第2号に規定する障害者を除く。）
- (5) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が3級以上の者（出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く。）、療育手帳交付者（出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く。）、国民年金証書交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者（出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く。）又は65歳以上国民年金別表該当者で、その者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額を超えるもの又はその者の配偶者の前年の所得若しくはその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）でその者の生計を維持するもの前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額以上であるもの
- (6) 身体障害者手帳交付者のうち、障害等級が4級に該当する者で、その者又はその者と同一世帯に属する者のいずれかの前年の所得に所得税が課せられているもの
- (7) 母子家庭の母及び父子家庭の父で、その者の前年の所得が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当の全部について行うときの額以上であるもの又はその者の扶養義務者でその者と生計を同じくするもの前年の所得が同令第2条の4第5項に規定する額以上であるもの
- (8) 父母のない児童で、その者の前年の所得又はその者の養育者の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるもの又はその者の養育者の配偶者の前年の所得若しくはその者の養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持しているもの前年の所得が同令第2条の4第5項に規定する額以上であるもの
(受給者証の申請)

第4条 支給対象者が給付金の支給を受けようとするときは、あらかじめ市長に受給者証の交付を申請しなければならない。

(受給者資格の得喪)

第5条 支給対象者が給付金の受給者資格を取得する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給対象者の要件を具備したとき 当該要件を具備した日の属する月の初日
 - (2) 出生又は転入したとき並びに他法等で療養の給付等を受けていた者が新たに支給対象者となったとき 当該事実の発生した日
- 2 支給対象者が給付金の受給者資格を喪失する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 支給対象者の要件に該当しなくなったとき 当該要件に該当しなくなった日の属する月の翌月の初日
 - (2) 死亡又は転出したとき 当該事実の発生した日の翌日
 - (3) 他法等で療養の給付等を受けることとなったとき 当該事実の発生した日

3 前2項の規定にかかわらず、給付金の支給に関し長野県内の他の市町村との間で調整が必要となるときの取扱いについては、別に定める。

(支給範囲)

第6条 市長は、支給対象者（自立支援医療受給者証交付者を除く。）が医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく給付の対象となる療養の給付等を受けたときに、医療保

険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した費用額から次の各号に掲げる額を控除した額を給付金として支給する。

- (1) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合（高齢者医療確保法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）が負担する額
 - (2) 第2条第1号に規定する者又は第2号のアに規定する身体障害者手帳交付者のうち、障害等級が3級以上に該当する者、同号のイからオまで及びキに規定する者、第3号又は第4号に規定する者にあつては、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく入院時の食事療養費又は生活療養費に係る標準負担額の2分の1に相当する額
 - (3) 医療保険各法（国民健康保険法を除く。本号において同じ。）の被保険者等に係るものにあつては、医療保険各法の規定に基づき、保険者又は共済組合が規約、定款、運営規則等に医療保険各法に規定する保険給付にあわせてこれに準ずる給付を行う旨を定めているときは、現に給付を受けるか否かにかかわらず、その規定に基づき給付を受けることのできる額
 - (4) 国民健康保険法の被保険者等に係るものにあつては、同法第43条又は第58条第2項の規定による条例又は規約の定めるところにより、一部負担金の割合が減ぜられ又はその他の保険給付を受けることができるときは、これらに相当する額
 - (5) 高齢者医療確保法の後期高齢者医療被保険者に係るものにあつては、同法第86条第2項の規定による条例の定めるところにより、その他の後期高齢者医療給付（疾病及び負傷の療養に係るものに限る。）を受けることができるときは、これらに相当する額
 - (6) 他の法令等の規定に基づき、国又は地方公共団体の負担において、医療に関する給付を受けることができるときは、その額
 - (7) 第2条第2号のアに規定する身体障害者手帳交付者のうち障害等級が4級に該当する者にあつては、高齢者医療確保法の規定に基づき別に定める方法により算定したときの負担額に相当する額
 - (8) 第2条第2号オに規定する精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が1級に該当する者（出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者であつて、その者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に定める額を超えるもの又はその者の配偶者の前年の所得若しくはその者の扶養義務者で、その者の生計を維持するものの前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額以上であるものに限る。）にあつては、入院に係る療養の給付等の額
 - (9) 第2条第2号オに規定する精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が2級に該当する者（出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者であつて、その者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に定める額を超えるもの又はその者の配偶者の前年の所得若しくはその者の扶養義務者でその者の生計を維持するものの前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額以上であるものに限る。）にあつては、精神通院医療を除く療養の給付等の額
 - (10) 別に定める医療費貸付制度を利用して療養の給付等を受けたときを除き、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等に要する費用の請求のために保険医療機関等又は被保険者等が作成した診療報酬明細書等ごとに別に定める額
- 2 支給対象者のうち、自立支援医療受給者証交付者については、当該精神通院医療に係る費用額から障害者総合支援法第58条に定める自立支援医療費の額及び前項第7号に定める額を控除した額を給付金として支給する。

（受給者証の提示）

第7条 支給対象者は、協力医療機関等で療養の給付等を受けようとするときは、その都度

医療保険各法に規定する被保険者等、後期高齢者医療被保険者又は自立支援医療受給者であることを証する書面（以下「被保険者証等」という。）とともに受給者証を提示しなければならない。

（支給申請）

第8条 支給対象者は、給付金の支給を受けようとするときは、市長に給付金の支給申請をしなければならない。

2 前項の場合において、支給対象者が前条の規定により協力医療機関等で被保険者証等とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けたときは、当該協力医療機関等から提供される情報に基づき国保連から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から市長に給付金の支給申請があったものとみなす。

3 支給対象者は、医療保険各法、高齢者医療確保法又は障害者総合支援法の規定により被保険者等、後期高齢者医療被保険者又は自立支援医療受給者が療養の給付等を受けたときに保険医療機関等で支払うこととされている一部負担金等を支払った後でなければ、第1項の支給申請を行うことができない。

（支給申請の期限）

第9条 前条第1項の支給申請は、支給対象者が療養の給付等を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは、することができない。

（損害賠償との調整）

第10条 市長は、支給対象者の疾病又は負傷が第三者の行為によってなされ、当該第三者から疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付金の全部又は一部を支給せず、又は既に支給した給付金を返還させることができる。

（不正利得の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、その者に既に支給した給付金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

（受給者資格登録等の停止）

第12条 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した支給対象者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該支給対象者の受給者資格登録及び給付金の支給を停止することができる。

（補則）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に行われた療養の給付等に係る給付金の支給については、平成17年6月30日までに市長に申請されたものに限り、なお従前の例による。

3 施行日前において現にこの条例による改正前の須坂市医療費特別給付金条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1号のイに規定する独り暮らし老人に該当するものとして須坂市に受給者資格が登録されている者で、施行日以降も引き続き当該要件に該当している70歳未満のものについては、この条例による改正後の須坂市福祉医療費給付金条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1号のアに規定する老人とみなして改正後の条例の規定（第2条第6号のウを除く。）を適用する。

4 施行日から平成15年7月31日までに行われた療養の給付等に係る改正後の条例の適用については、改正後の条例第2条第6号のウ中「4月から7月」とあるのは「4月から6月」と、同号のエ中「1月から7月」とあるのは「1月から6月」と読み替えるものとする。

5 平成15年6月30日現在において改正前の条例第3条の規定に該当し、須坂市医療費特別

給付金受給資格者証の交付を受けている者で、引き続き改正後の条例第2条第6号に規定する支給対象者に該当する者については、改正後の条例第4条の規定による申請があったものとみなす。

6 改正後の条例第2条第1号のイに規定する者の平成16年7月1日から平成17年6月30日までの間に行われる療養の給付等については、改正後の条例第6条の規定にかかわらず、同条に規定する給付金の額の2分の1に相当する額を支給するものとし、平成17年7月1日以後に行われる療養の給付等については支給しないものとする。

7 改正前の条例第10条第3項の規定により須坂市医療費特別給付金運営委員会委員に委嘱された者は、改正後の条例第14条第2項の規定による須坂市福祉医療費給付金運営委員会委員に委嘱された者とみなす。

(須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

8 須坂市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和30年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「 |医療費特別給付金運営委員会委員 |
を

「 |福祉医療費給付金運営委員会委員 |
に改める。

附 則(平成17年6月29日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前においてこの条例による改正前の須坂市福祉医療費給付金条例第3条の規定に該当し、福祉医療費受給者証の交付を受けている者で、引き続きこの条例による改正後の須坂市福祉医療費給付金条例第2条第6号に規定する支給対象者に該当する者については、この条例による改正後の須坂市福祉医療費給付金条例第4条による申請があったものとみなす。

附 則(平成18年3月30日条例第11号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第35号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第11号)

改正

平成21年3月30日条例第10号

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定(特定施設に入所する障害者に関する部分に限る。)は、平成20年8月1日から施行する。

(特定施設に入所する障害者に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の第3条の規定(特定施設に入所する者に関する部分に限る。)は、平成20年8月1日以降に行われる療養の給付等から適用する。

(経過措置)

3 平成20年3月31日において現にこの条例による改正前の須坂市福祉医療費給付金条例(以下「旧条例」という。)第2条第1号アの老人に該当し、かつ、平成20年4月1日以

降も引き続き旧条例第2条第1号アの老人に該当している者については、旧条例の規定はなおその効力を有する。この場合において、旧条例第6条第6号中「老人保健法」とあるのは「健康保険法第74条第1項第2号、同法第110条第2項第1号のハ及び健康保険法施行令（大正15年6月30日勅令第243号）第42条第3項第3号又は第5項第3号」とする。

附 則（平成20年6月25日条例第25号）

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
（須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）
- 2 須坂市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和30年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3中 「 総合計画審議会委員
福祉医療費給付金運営委員会委員 」 を

「 総合計画審議会委員 」 に改める。

附 則（平成22年3月26日条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月14日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の前に行われた療養の給付等に係る給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月28日条例第17号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第7号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第32号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の前に行われた療養の給付等に係る給付金の支給については、なお従前の例による。

改正

平成17年12月16日規則第55号
平成18年3月30日規則第16号
平成18年7月11日規則第29号
平成20年3月28日規則第11号
平成21年3月30日規則第5号
平成21年6月26日規則第29号
平成22年3月26日規則第2号
平成23年12月14日規則第24号
平成25年3月28日規則第15号
平成27年3月27日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、須坂市福祉医療費給付金条例（平成15年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給者証の交付申請)

第2条 条例第4条に規定する受給者証の交付申請は、須坂市福祉医療費受給者証交付申請書（様式第1号。以下「受給者証交付申請書」という。）に、被保険者証又は組合員証（以下「保険証」という。）を提示するほか、次の各号に定める手帳等を提示又は添付して市長に申請しなければならない。

(1) 提示する書類 条例第2条第2号に該当する障害者にあつては、身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、国民年金証書、精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証

(2) 添付する書類 市長が必要と認める証明書等

2 市長は、前項の規定による受給者証交付申請書を受理し、要件を審査のうえ支給対象者であると認めるときは、福祉医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

3 受給者証の有効期間は、条例第5条第1項に規定する資格取得日から、資格取得日後最初の7月31日までとし、8月1日に更新するものとする。ただし、7月31日までに同条第2項の規定により資格を喪失する者を除く。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者についての受給者証の有効期間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第2条第1号に規定する乳幼児等のうち、出生の日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 条例第5条第1項に規定する資格取得日から、同条第2項に該当する場合を除き、満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで

(2) 条例第2条第2号カに規定する自立支援医療受給者証交付者 条例第5条第1項に規定する資格取得日から、同条第2項に該当する場合を除き、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援医療受給者証の有効期間まで

(3) 条例第2条第2号アに規定する身体障害者手帳交付者のうち障害等級が3級以上に該当する者（出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に限る。）及び同号イに規定する療育手帳交付者（出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に限る。） 条例第5条第1項に規定する資格取得日から、同条2項に該当する場合を除き、満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで

(支給申請)

第3条 条例第8条に規定する給付金の支給申請は、条例第8条第2項に該当する場合を除き、須坂市福祉医療費給付金支給申請書（様式第3号）に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 受給者証

(2) 保険証

(3) 医療機関において発行する領収書又は証明書

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき算定する額）

第4条 条例第6条第7号に規定する額は、同号に規定する者を高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療等を受けられる者で、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第3号に規定する市民税非課税者に該当するものとみなしたときに、同法の規定に基づき算定した当該障害者が負担することとなる額に相当する額とする。ただし、診療報酬明細書ごとに算定した当該額が500円に満たないときは500円（条例第6条第1号から第6号により算出した額が500円に満たないときは、その額。）とする。

（診療報酬明細書等ごとに定める額）

第5条 条例第6条第8号に規定する額は、診療報酬明細書等ごとに500円とする。ただし、同条第1号から第6号により算出した額が500円に満たないときは、その額とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第2条第2号アに規定する障害者のうち、身障等級が4級に該当する者については、0円とする。

（給付金の支給）

第6条 市長は、条例第8条第1項又は第2項の規定による申請等があったときは、審査を行い給付金の支給の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により支給の決定をした給付金は、受給者が届出した金融機関の預金口座へ振込み支給するものとする。

（届出の義務）

第7条 支給対象者は、次の各号のいずれかに該当したときは、受給者証に保険証を添えて、須坂市福祉医療費給付金受給者変更等届出書・受給者証再交付申請書（様式第4号）を14日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 受給資格に該当しなくなったとき

(2) 住所又は氏名に変更があったとき

(3) 加入している医療保険に変更があったとき

（受給者証の再交付）

第8条 支給対象者は、受給者証を紛失又はき損したときは、須坂市福祉医療費給付金受給者変更等届出書・受給者証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、受給者証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により受給者証の交付を受けた後において、紛失した受給者証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、平成15年7月1日から施行し、平成15年7月1日以降に行われる療養の給付等について適用する。

（経過措置）

2 平成15年6月30日までに行われた療養の給付等については、改正前の須坂市医療費特別給付金条例施行規則の規定によるものとする。

3 平成15年7月中に第2条第2項に規定する受給者証の交付を受ける者の受給者証の最初

の有効期間は平成16年7月31日までとし、平成16年7月31日までに条例第5条第2項の規定により資格を喪失する者については当該日とする。

附 則（平成17年12月16日規則第55号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第16号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月11日規則第29号）

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第11号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月26日規則第29号）

この規則は、平成21年10月1日から施行し、平成21年10月1日以降に行われる療養の給付等について適用する。

附 則（平成22年3月26日規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月14日規則第24号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第15号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第7条、第8条関係）